簡易型感震ブレーカースイッチ断ボールⅢ　A001J

品質管理・品質保証規定

当社では、下記の品質管理及び品質保証規定に基づき、当社製品の品質の維持、市場供給後における消費者に対する事業者責任を達成することとする。

1. 設計品質管理

① 当社では、設計に際し、製品の安全性を最優先し、また、所管法律、基準などを確実に達成するための取り組みを行い、その成果を確認する。そのためのフローについて、別紙 R&D フローチャートに従い、設計品質を保持する。

② 設計寿命については、設計基準にて１５年を設定し、通常使用条件下での期待寿命を１０年とする。

③ 所定の性能を評価するために、必要な試験装置を所有、第三者試験機関にて検査を実施する。

④ 設計図書にて、製造品管、品質保証次項において、常に仕様上のトレースを行う。

⑤ 知的財産などの確認権利侵害を起こさないための調査及び独自性を主張する場合は、特許を取得を始め、十分な調査を実施する。

⑥ 開発に際しては、実際の使用環境を想定し、特に家庭用で使う場合のリスクアセスメントを実施し、設計に組入れる。

⑦ 設計時において、最新の製品安全上の情報、事故やリコール情報を組み入れ、必要に応じ、当該基準の見直しを行う。

⑧ 国の製品安全ガイド等に基づき、社内及び取引先等との情報共有を行う。その他、法令、技術基準、ISO などに準拠した全社の取り組みを行う。

- 製品安全自主行動策定のガイドライン
- リスクアセスメントハンドブック
- リコールの取り組み
- 製品安全に関する事業者ハンドブック

- その他のガイド等
- 取扱説明書ガイドライン(JTDNA)
- 最新！PL 対策解説書（JTDNA）
- 家庭用品品質表示ガイド（消費者庁）
- 感震ブレーカー等の性能評価 ガイドライン
  （大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会）
- 消防防災製品等推奨業務規定
  （一般財団法人日本消防設備安全センター）
- 適正広告表示等に関する法律等

2. 製造品質管理

① 当社では、製品製造について、製造を委託する事業者にその設計図書、検査基準を提出させ、その内容を設計品質管理にて確認、及び定期的、定量的にその品質維持を監視し、自社及び第三者試験機関などにて、客観的にその評価を行う。

② 製造委託先の品質検査については、特に当該製品の感震性能に影響する下記の寸法、重量などの計測とその検査報告書をロットごとに確認する。

③ 検査内容項目、実施状況は別紙製造委託先の試験検査基準に示す。

④ 製造委託先には不定期に検査立ち会い等を実施し、不備があれば書面などで改善指導を行う。

⑤ 受入検査：当社では受入製品について、概ね３～１０％の下記に定める作動試験を実施し、金型、製造所などの変動がある場合は、時に１００％の全数検査などを実施する。

⑥ 当社にて、国の基準に従い、簡易型感震ブレーカーの設定震度等を下記の設定にて専用試験装置（仕様等は別紙）にて実施する。

- 不作動確認　　加速度　８０gal　　周期 0.3 秒
- 作動確認　　加速度２５０gal　　周期 0.5 秒
- 加振方向　　水平方向の前後・左右について確認する。
- 持続時間　　それぞれ１０秒間持続し確認する。
- 振動波形　　正弦波とする（ひずみについては規定が無い）。
- 検査の方法

3.　品質保証管理

① 当社では、製造された製品について、流通小売などの販売者に対し、十分な設計意図、製造する製品の安全上の情報、１０年を越えてその製造物責任を達成するための取り組みを実施する。

② 製品安全に関しては、経済産業省の製品安全に関するガイドに則り、消費者安全の達成を最優先する。

③ 万一、安全上に関わる不具合などが生じた場合には、直ちにその不具合を解決するための経営判断を実施し、リコールなどの具体的な対応を行う。

④ 当然設計上の欠陥、製造上の欠陥、指示警告上の欠陥などを十分考慮し、安全性を最優先し、それらを、製造委託先、流通小売事業者側などにも徹底する。

⑤ 製造委託先や販売先の PL 保険などの付保証明による確認､対応力の確認をを定期的に実施する。

⑥ クレーム対応については特に重視し、すべて代表取締役と情報を共有し、全社体制でその早期解決を実施、解決するためのあらゆる手だてを実施する。

⑦ 製品起因事故による被害が報告された場合は、被害者救済と被害拡大防止を最優先し、その解決にあたる。

⑧ 最新の製品安全対策の取り組みとして、本体に QR コードを表示し、消費者が常にモバイルを利用し、取扱説明書を閲覧、また使用期限の到来や修理点検の案内、リコール通知などを行う。

⑨ 特に消費者対策として、取扱説明書の品質を重視し、企業防衛とらわれない。本質的な説明責任を達成し、消費者に対する事業者責任を達成する。

⑩ 常に最新の取り組みを重視し､不備改善､クレーム低減の取り組みを通し、製品事故を抑止する。

株式会社エヌ・アイ・ピー
代表取締役　宇尾野俊明

作成　Ｈ２７年７月１日

作成者：技術顧問　渡辺吉明